

令和5年12月5日

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会委員 各位

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会

会長 杉 岡 匡

令和5年度第2回岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の開催（書面開催）について

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、地域公共交通の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、下記の事項につきまして、本来であれば会議を開催して御審議をお願いすべきところではありますが、書面による開催とさせていただきますので、書面による御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、協議資料の内容につきまして、今後の国との協議により部分的に調整箇所が生じた場合、その調整等については事務局に一任させていただきますので、よろしくお願いいたします。

記

1 協議事項

- (1) 令和5年度地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（過疎地域乗合バス）に係る事業評価について

資料. 1

本議題については、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）を活用するため、協議会において事業計画を策定した後、この事業計画に基づき補助対象事業を実施する各事業者が、国への補助金交付申請手続き等を行っています。

本事業におきましては、当該事業評価（自己評価（一次評価））の結果を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、協議会から地方運輸局に報告することとなっていることから、本件により事業評価（自己評価（一次評価））について委員にお諮りするものです。

（※フィーダー系統確保維持については、補助期間が令和4年10月1日から令和5年9月30日のため、事業評価年度が令和5年度となっております。）

※玖西地域内を運行する生活交通バスの「谷津上線」と「玖西循環線」については、令和5年度の事業計画の認定を受けて事業を実施していましたが、補助金の補助要件である「1運行あたりの乗車人員が2人以上であること」に該当しなかったため、この度の事業評価の対象から外れています。

2 報告事項

(1) 令和5年度岩国市地域公共交通活性化再生法協議会の予算流用について

資料. 2

岩国市地域公共交通活性化再生法協議会財務規程第5条において、歳出予算の流用を行った場合は協議会において報告しなければならないと規定されています。

この度、当協議会の事務費に40,000円の不足が発生したため、会議費より流用を行っております。

流用後の予算については、資料. 2を御確認ください。

3 協議方法

書面協議

4 回答方法

別添の「書面議決書」に記入年月日、所属、役職、氏名（押印不要）、各協議事項に対する賛否（「賛成」又は「反対」）を記載いただき、ファックス、電子メール等により御返信ください。

5 回答期限

令和5年12月22日（金）まで（必着）

以上

（事務局）

岩国市交通政策課交通政策班 大野

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14-51

TEL：0827-29-5106 FAX：0827-24-4209

電子メール：koutsu@city.iwakuni.lg.jp